明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇）　二
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二一）　四
○貨物自動車運送事業法施行令（二二）　四
〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　四
○子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同七）　六
〔省　令〕
○国際協力排出削減量の記録等に関する省令（農林水産・経済産業・環境一）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（同二）　三
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業三）　四
○自転車競技法施行規則の一部を改正する省令（同四）　七
○小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（同五）　八
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（同六）　一〇
○特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則（同七）　一二
○特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則（同八）　一三
○特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則（同九）　一五
○特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則（同一〇）　一六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令（同一一）　一八
○国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（経済産業・環境一）　一九
○貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通三）　一七
〔告　示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁二）　一八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務三）　一九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同四）　一九
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働五）　一九
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同六）　一九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二〇二）　一九
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同二〇三）　二〇
○肥料の登録が失効した件（同二〇四）　二〇
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者及び指定する試験を定める件（経済産業七）　二〇
○一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示（国土交通六三）　二〇
〔人事異動〕
防衛省　二〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年十一月分）（財務省）　二〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。